

中央区における障害者差別解消に向けた取り組みについて

○区職員が事務事業を行うにあたり適切に対応するための取組

①「中央区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」整備

不当な差別の禁止、合理的配慮の提供を全職員に義務付け、管理職の責務を明確にし、義務に違反した場合の懲戒処分も明示。区相談体制を整備し①障害者福祉課 ②教育委員会事務局指導室を連絡調整窓口としている。

②職員対応要領「中央区職員のための職場対応のかんどころ」作成

職員が職場での業務を進める上でのマニュアル。障害特性の理解、環境整備を進め、窓口対応・イベント、印刷物・ホームページなどにおける合理的配慮を記載。

③職員研修（新任・一般・管理職・教職員対象）の実施

○配布による普及啓発

①リーフレット「理解を深めよう 障害者差別解消法 ～誰もが安心して暮らせる思いやりにあるまちをめざして～」

- ・平成28年度より発行開始。今年度は1,000部発行。延べ約3,200部配布。
- ・障害者福祉課窓口や健康福祉まつり等のイベントで配布。

②中央区サポートマニュアル

- ・平成19年度より発行開始。今年度は2,600冊発行。平成28年度より延べ約8,100冊配布。
- ・障害特性や支援方法、障害者差別解消法について記載。新小学校4年生、新中学校1年生へ配布。障害者福祉課窓口や区ホームページでも配布・公開。
- ・今年度は障害者サポート講座を開催（R1.7.24）、教本としても使用。

③ヘルプカード

- ・平成26年度に7,000枚作成。延べ約6,500枚配布。
- ・区独自に作成し、主に窓口（障害者福祉課・福祉センター・中央区保健所・両保健センター・両特別出張所）にて配布。

④ヘルプマーク

- ・平成26年度より延べ6,000個作成。延べ約3,000個配布。
- ・東京都デザイン（2017年 jis 登録により全国共通マーク）で区が作成し、主に窓口（障害者福祉課・福祉センター・中央区保健所・両保健センター・両特別出張所）にて配布。

○イベント等による普及啓発

- ・健康福祉まつり等において、リーフレットの配布・ヘルプカード等の説明（毎年度）
- ・江戸バスラッピングによるヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発（H28.5.13～H29.3.31）
- ・障害者差別解消法講演会（H29.1.16）
- ・経営セミナーにおいて、中小企業経営者へ差別解消法・都条例の趣旨を説明（H30～）
- ・障害者サポート講座（H31～）

○中央区差別解消法検討委員会・部会の開催

中央区における障害者差別解消に向けた取組を検討するため、平成27年度に副区長・区管理職で構成する中央区障害者差別解消検討委員会及び部会を設置。

平成30年度は、平成31年2月に部会、3月に委員会を開催し、各所属の取組み状況や障害者差別解消法に係る相談等を報告し、かんどころに基づく、窓口等の環境整備の推進を求めた。また、検討部会での協議を元に、窓口に表示する手話マーク・筆談マークを作成し、各所属へ配布した。

○相談・苦情件数・内容

平成28～30年度 11件（H28：3 H29：6 H30：2）

※詳細別紙参照